

## 国立大学法人東京学芸大学発明補償に関する要項

平成 19 年 3 月 8 日

制 定

改正（施行）平 25. 6. 7（25. 6. 7）

（趣旨）

第 1 条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学職務発明規程（以下「規程」という。）第 10 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における発明補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（補償）

第 2 条 規程第 3 条の規定に基づき本学が承継した知的財産権の発明者に対して、本学は、次条の定めるところにより出願補償金及び実施補償金（以下「補償金」という。）を対価として支払う。

（補償金）

第 3 条 本学が、職務発明等に係る知的財産権を承継したときは、発明者に対して次表のとおり出願補償金を支払うものとする。

本学が特許権又は実用新案権について日本で出願したとき	1 出願につき
本学から第三者に特許を受ける権利又は実用新案登録を受ける権利が譲渡され、当該第三者が日本で出願したとき	10,000円（ただし、分割出願又は変更出願をした場合は、出願補償金は支払わない。）
実質的な発明及び考案が追加され、本学が国内優先権主張出願をしたとき	
本学から第三者に譲渡された特許を受ける権利又は実用新案登録を受ける権利に係る発明又は考案について、実質的な発明及び考案が追加され、当該第三者が国内優先権主張出願をしたとき	
本学が特許権又は実用新案権について外国で出願したとき（複数の国で出願したときは、出願国数にかかわらず 1 出願とみなす。）	1 出願につき 5,000円
本学が意匠権について日本で出願したとき	1 出願につき 5,000円
本学が育成者権について日本で登録出願したとき	1 出願につき 5,000円

2 本学が、職務発明等に係る知的財産権（出願中のものを含む。以下同じ。）について、実施権の設定許諾をし、又は譲渡することにより、収入を得た場合は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの総収入について、特許等出願料、維持費及び仲介手数料等を除いた残りの部分について次に掲げる率により算定した実施補償金を発明者及び発明者の所属する部局に支払う。

発 明 者 30%  
所 属 部 局 30%  
大 学 40%

(転退職又は死亡した発明者の補償金)

第4条 発明者に対する補償金の支払を受ける権利は、発明者が転退職した後においても存続する。

2 補償金を受ける権利を有する発明者が死亡したときは、その者の相続人がその権利を承継する。

(その他)

第5条 本学は、補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、その発明者全員で合意した持分の割合に応じた補償金を支払う。持分の合意がなされていないときは、持分の割合は等分と推定する。

2 本学が所有する特許等を受ける権利又は特許権等を他に譲渡して得た収入はこれを実施料とみなし、発明者に支払う補償金については、第3条の規定を準用する。

3 本学は、職員等と共同して発明等を行った職員等以外の発明者に対し、職員等に準じて補償金を支払うことができる。

附 則

この要項は、平成19年3月8日から施行する。

附 則 (抄)

この要項は、平成25年4月1日から適用する。